

～自分らしさを発揮するために～

## 四條畷市子ども・若者育成支援行動計画

---

令和2（2020）－ 令和11（2030）年度

令和2（2020）年3月



## はじめに

本計画改訂の令和元年の流行語大賞に「One Team」が選ばれました。

私たちは、人と出会い、仲間になって、一緒に事を成すことによって、喜びや悲しみをともし、感動の宝物を戴いている、これが人生ではないでしょうか。

しかし、順風満帆なままの人生などあろうはずがなく、時につまずき、意気消沈し、静かに「自分の巣」で過ごしたいと思うことは少なくありません。

そして、癒され元気が戻って再び大空に飛び立ち、新たな友だちやパートナーを得て新たな地平に向かう、誰もが「One Team」での感動を希求しているにも関わらず、それが叶わぬことがあります。

ひきこもりについて、ようやく40～64歳についても調査を行い、全国で61万3千人との結果が発表されました。

15～39歳の54万1千人とあわせて100万人を超え、さらに小中学校等における長期不登校児童生徒を鑑みますと、かなりの規模と言えます。

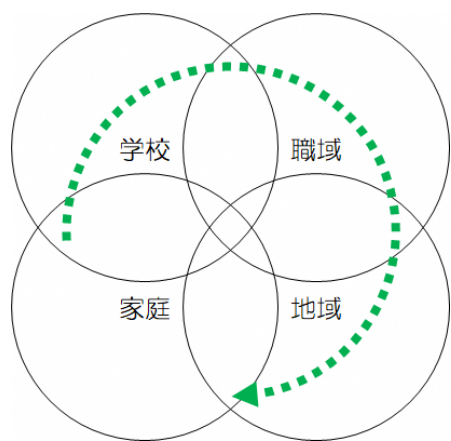


図1

人間はそのライフステージにおいて、順に活動の場を求めます。(図1)

しかし、各々の活動の場に居辛くなり、あたかもバッテリー容量が減ったがごとく、家庭での充電を試みるも、それがうまくいかなかったとき、疾患に起因しているものであれば医療、経済的なものに起因しているなら福祉、学力に起因しているならば教育といった原因が明確であれば対応、支援は画一的かもしれませんが、現実には複合的かつ複雑なため、市の部局、関係諸機関の機能的連動が重要となります。

本計画はその拠り所となるものであり、再出発を応援する旗でもあります。

昭和、平成、令和と時代が進むにつれ、家庭での個室は過ごしやすくなるにつれパーソナルスペースは拡大しました。

一方、集団のなかで個性的であることに抑制的な感情が増す傾向にあり、また、失敗するよりも難題への挑戦を避ける方々が増えてきたと感じるのは私だけでしょうか。

「365日の紙飛行機」…すべての方々への応援歌であり、とりわけ、今現在「自分の巣」で充電を続けている方々に贈りたいと思います。

四條畷市教育委員会  
教育長 植田 篤司

# 目 次

第1章 計画の基本的な考え方	1
1 計画策定の背景と趣旨	1
2 本計画の位置づけ	2
〔1〕計画の法的根拠	2
〔2〕他計画等との連携	2
3 基本理念	3
4 本計画の対象者と計画期間	4
〔1〕対象者	4
〔2〕計画期間	4
第2章 本市の子ども・若者を取り巻く現状と課題	6
1 人口の動向	6
〔1〕総人口の推移	6
〔2〕計画対象年齢の推移	6
2 本市におけるひきこもりの推計人数	7
3 ひきこもり等への各種支援とその着眼点	9
4 施策の体系	11
第3章 子ども・若者等支援施策の展開	13
1 困難を有する子ども、若者やその家族への支援	13
〔1〕ひきこもり等の困難を有する子ども、若者や家族への相談支援体制の充実	13
〔2〕地域における支援のためのネットワークの形成	16
〔3〕子ども、若者の社会的な自立に向けた支援の充実	18
〔4〕個別課題のある子ども、若者への支援	20
2 子ども、若者の成長に応じた施策の推進と機関連携	22
〔1〕自己形成への支援	22
〔2〕社会へ一歩踏み出すことを促す情報の提供	24
〔3〕自立を育む多様な交流の促進	25
第4章 計画の推進体制と進行管理	26
1 推進体制	26
〔1〕計画の推進主体	26
〔2〕関係団体等との連携	26
〔3〕国、大阪府等への働きかけ	26
2 計画の進行管理	26

資料編	28
1 ひきこもり等検討に関する会議	28
〔1〕四條畷市ひきこもり等検討委員会	28
〔2〕四條畷市ひきこもり等地域支援ネットワーク会議	30
2 各種相談事業一覧	31
〔1〕市内の相談機関	31
〔2〕大阪府、その他の広域支援機関	35

# 第1章 計画の基本的な考え方

## 1 計画策定の背景と趣旨

子ども、若者の多くは、スポーツや文化、自然体験などの各種活動に参加し、発達段階に応じたさまざまな体験をしながら、社会性を育てていきます。しかし近年、子ども、若者を取り巻く環境は、少子化や核家族化、高度情報化などを背景に大きく変化し、地域社会の活力低下をはじめ、コミュニティなど人間関係の希薄化、有害情報の氾濫、ニート、ひきこもり、不登校、いじめ等、種々の問題が顕在化しています。

本市では、子ども、若者を取り巻く状況や国や大阪府の施策の動向を踏まえ、社会に一步をなかなか踏み出せず、ひきこもり等にある子ども、若者等の健やかな成長と自立を支援するため、平成27年3月に「四條畷市子ども・若者育成支援行動計画」（以下「計画」という。）を策定し、次代を担う子ども、若者を社会の一員として尊重のもと、教育の視点のみならず、多角的な視点から育成や支援を行ってきました。

そういったなか、先に述べた社会情勢の変化、とりわけ、技術進展に伴うインターネットの多様化や、ソーシャルネットワークサービス（以下、「SNS」という。）の普及などにより、その特性ゆえに外部と接することなく生活を維持し、状況が長期化するという問題が生じ、新たに「8050問題」というワードが登場しました。

計画(第2期)の策定にあたっては、これまでの計画の内容を継承のうえ、現状の課題を受け止めた取組みに留意します。

### ◇8050問題◇

ひきこもりが長期化することで、親が80歳、子が50歳を迎えるという問題。親子の主従関係が逆転し、ひきこもりにある子が生活の主導権を持つ。親が労働できない年齢になり、家庭の収入が年金のみとなる事による生活の変化。

その他、親の介護や、子の年齢からますます就労が困難になるといった問題を抱える。

## 2 本計画の位置づけ

### 〔1〕計画の法的根拠

本計画は、子ども・若者育成支援推進法（計画全般に渡って、以下「法」という。）第9条第2項に基づき、国ビジョンの基本理念及び重点課題を考慮のうえ、策定します。

（法第9条第2項）

市町村は、子ども・若者育成支援推進大綱（都道府県子ども・若者計画が作成されているときは、子ども・若者育成支援推進大綱及び都道府県子ども・若者計画）を勸案して、当該市町村の区域内における子ども・若者育成支援についての計画を作成するよう努めるものとする。

【国ビジョン】

（基本理念）

- ① 子ども・若者の最善の利益を尊重
- ② 子ども・若者は、大人と共に生きるパートナー
- ③ 自己を確立し社会の能動的形成者となるための支援
- ④ 子ども・若者一人一人の状況に応じた総合的な支援を、社会全体で重層的に実施
- ⑤ 大人社会の在り方の見直し

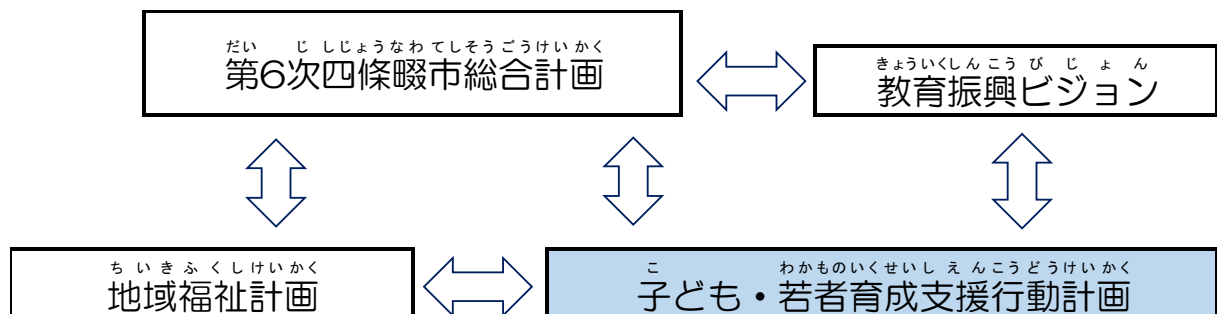
（重点課題）

- ① 子ども・若者が生き生きと、幸せに生きていく力を身につけるための取組み
- ② 困難を有する子ども・若者やその家族を支援する取組み
- ③ 地域における多様な担い手の育成

### 〔2〕他計画等との連携

本計画は、「第6次四條畷市総合計画」を上位計画とし、「教育振興ビジョン」の社会教育分野・子ども若者健全育成施策のひきこもり等にある方たちへの具体的な行動支援計画とし、「地域福祉計画」をはじめ、福祉各計画の施策と連携しながら取組みを推進します。

さらに、ひきこもり等にある子ども、若者を支援するための本市独自の地域支援ネットワークの構築にあたっては、大阪府の「～ひきこもり青少年を地域で支援するために～事業ガイドライン編」の考え方に即した体制を構築します。



### 3 基本理念

くにびじょん しめ きほんりねんおよ じゅうてんかだい かんが ほんし く こ わかもの  
国ビジョンで示された基本理念及び重点課題に鑑み、本市に暮らす子ども、若者が、  
ちいきしゃかい いちいん みすか も こせい のうりよく はつき  
地域社会の一員として自らが持つ個性や能力を発揮でき、ひきこもり等にある子ども、  
わかもの じそんかんじょう じりつしき たか みすか ゆめ みらい きぼう いた  
若者の自尊心と自立意識を高め、自ら夢や未来に希望を抱き、いきいきと地域で暮ら  
せるかんきょう こんなん かか こ わかもの じょうきょう おう てきせつ しえん  
環境づくりをめざし、困難を抱える子ども、若者の状況に応じた適切な支援を  
じっし きほんりねんおよ じゅうてんこうもく つぎ  
実施すべく、基本理念及び重点項目を次のとおりとします。

#### 【基本理念】

こ わかもの ささ あ ゆめ きぼう いた  
子ども、若者が支え合いのなかで、夢や希望を抱き、  
じぶん はつき しじょうなわて  
自分らしさを発揮できるまち 四條畷

#### 【重点項目】

ちいき みまも はっけん  
～ 地域で見守り発見から つなぎ へ～  
けいぞくせい しえん  
～ 継続性のある支援～

## 4 本計画の対象者と計画期間

### 〔1〕対象者

本計画の対象者は、義務教育終了後からおおむね40歳未満の本人及びその家族とします。

また、本計画では、法にならい、「子ども、若者」という用語を使用します。ただし、対象者の呼称、年齢区分は、法令等によりさまざまであることから、施策によっては、「児童生徒」、「少年」、「青少年」等の用語を併用することとします。

#### ■用語の定義

用語	定義
子ども	学童期及び思春期の者
若者	思春期、青年期の者 施策によっては、40歳未満までのポスト青年期の者も対象とします
ひきこもり	仕事や学校に行かず、かつ家族以外の人との交流をほとんどせずに、6か月以上続けて自宅にひきこもっている状態
若年無業者	高校や大学などの学校及び予備校、専修学校などに通学しておらず、配偶者のいない独身者であり、ふだん収入を伴う仕事をしていない15歳以上34歳以下の個人 無業者のうち、就業希望を表明しかつ求職活動を行っている場合は「求職型」、就業希望は表明していながら求職活動は行っていない場合は「非求職型」、求職希望を表明していない場合は「非希望型」に分類
ニート	通学も仕事もしておらず職業訓練も受けていない人々 上記若年無業者の非求職型及び非希望型の無業者に該当する者
不登校	何らかの心理的、情緒的、身体的あるいは社会的要因、背景により、登校しない、あるいはしたくともできない状況にあるため、年間30日以上欠席した者のうち、病気や経済的な理由によるものを除いたもの

出典：地域疫学調査による「ひきこもり」の実態調査（平成16年度、厚生労働省）、若年無業者に関する調査（中間報告）（平成17年度、内閣府）、児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査（平成21年度、文部科学省）

### 〔2〕計画期間

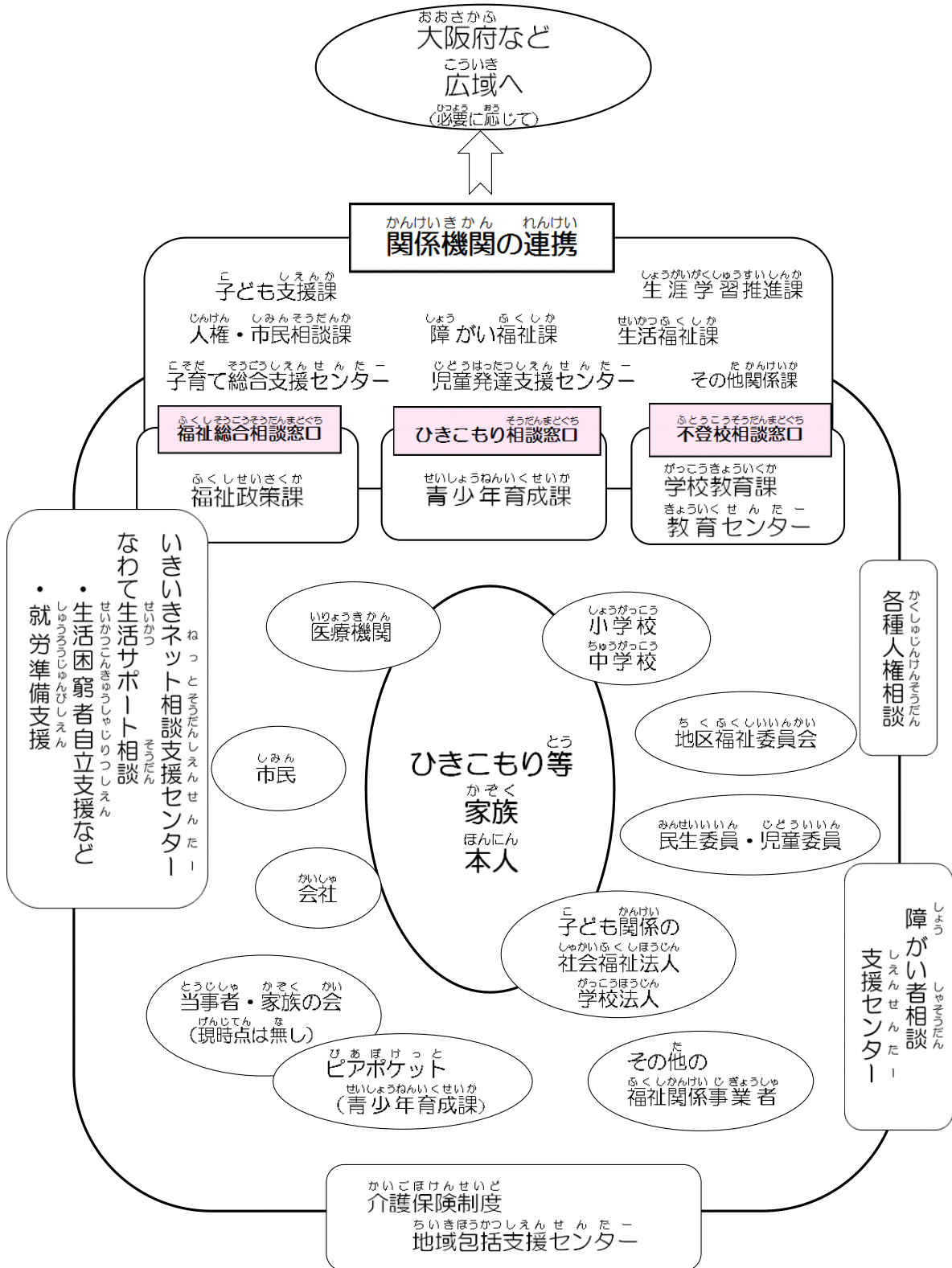
本計画は、令和2年度から令和11年度までの10年間とします。

なお、令和6年度中に、それまでの取組みの進捗状況等の評価を行ったうえで、国や大阪府の動向等を踏まえた見直しを行います。

また、施策（事業）を計画的、効果的に推進するなか、必要に応じて内容の見直しを行うなど、弾力的な運用を図ります。



【本市のひきこもり支援のイメージ】



基幹的相談窓口

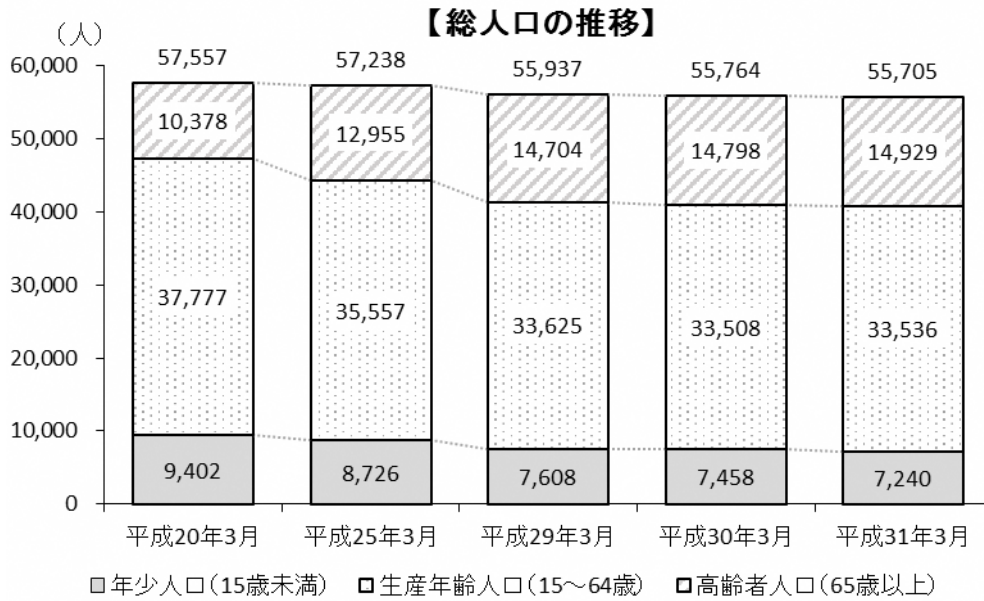
発見、声かけ、見守り機関

# 第2章 本市の子ども・若者を取り巻く現状と課題

## 1 人口の動向

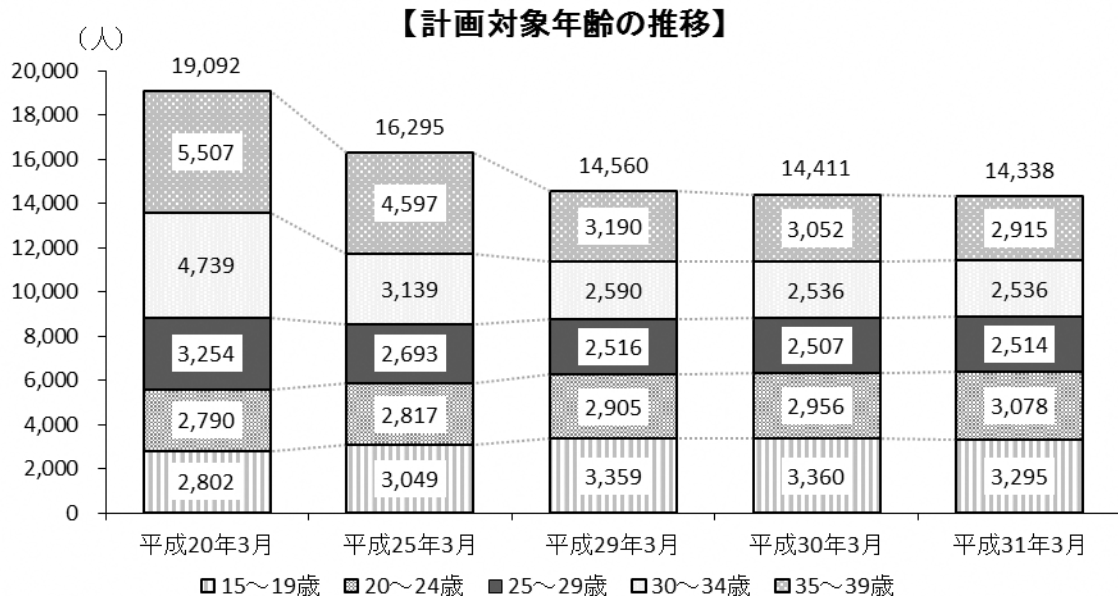
### 〔1〕 総人口の推移

本市の総人口は微減傾向にあり、平成31年3月末現在、55,705人となっています。相対的には年少人口(15歳未満)及び生産年齢人口(15~64歳)が減少する一方、65歳以上の高齢者人口が増加しています。



### 〔2〕 計画対象年齢の推移

計画の対象年齢に絞って、ここ10年の推移をみると、15~19歳、20~24歳は増加傾向に対し、25~39歳は大きく減少しています。



## 2 本市におけるひきこもりの推計人数

平成27年度に内閣府における「若者の生活に関する調査」の結果に準じて、本市の15歳から39歳までにおけるひきこもり人数を推計した結果は次のとおりです。

内閣府の調査結果		本市のひきこもり人数の推計値		本市の相談状況
設問	有効回収率に占める割合(%)	15～39歳人口 (平成31年3月末現在)	備考	<div style="display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> <div style="writing-mode: vertical-rl; transform: rotate(180deg);">本市の相談状況</div> </div>
		14,338人		
自室からは出るが、家からは出ない 又は 自室からほとんど出ない	0.16	23人	狭義のひきこもり 73人	
ふだんは家にいるが、近所のコンビニなどには出かける	0.35	50人		
ふだんは家にいるが、自分の趣味に関する用事のときだけ外出する	1.06	152人	準ひきこもり	
ひきこもり群計	1.57	225人	広義のひきこもり (狭義+準)	67人 (平成30年度相談実績)

「狭義のひきこもり」と「準ひきこもり」を合わせた「広義のひきこもり」は、本市の場合、15～39歳人口14,338人中、225人と推定されます。

平成30年度の相談内訳をみると、義務教育課程以外の不登校相談とひきこもり相談のうち40歳未満の合計人数は67人でした。

従って、広義のひきこもり225人と比較すると、約30%の方しか相談に繋がっていないこととなります。

これらを受け、第2期計画の施策推進に向けては、相談支援体制の充実を図っていく必要があります。

一方で、60歳代の相談やひきこもりの期間が20年以上になる方の相談が多数あることから、ひきこもりの長期化という問題が見え、福祉部局が取り組む我が事、丸ごとの仕組みや考え方を本計画に盛り込み、地域における支援体制のためのネットワークの形成が必要です。

また、次世代を担う子どもたちにとって、豊かな心を醸成し、確かな学力と健やかな身体を育むためには、学校現場だけでなく、家庭や地域社会において、子ども、若者の成長に応じた自己形成へのさまざまな支援が求められます。

### 3 ひきこもり等への各種支援とその着眼点

平成27年3月に計画(第1期)を策定し、以降、ひきこもり等にある方やその家族に相談支援を行ってきました。

しかし、個別の案件を見ると、相談を開始しても急速な生活環境の改善は非常に難しいというのが実態にあります。

このような状況を受け、ひきこもりの状態にある方やそのご家族は、それぞれ異なる経緯や事情を抱え、生きづらさと孤立のなかで日々葛藤していることに思いを寄せながら、時間をかけて寄り添う支援が必要との観点に立ち、本市におけるひきこもり等への支援にあたり、次のような着眼点を整理のうえ今後の取組みに活かします。

#### (1) ひきこもり等にある方とその家族に対する個別支援から

- ひきこもり等に関する初期の相談は、本人よりも家族からが多く、ひきこもりが長期に渡ってから、初めて相談に訪れる場合も少なくない  
家族の悩みや不安に対応する一義的な相談窓口の充実と、これらが連携した取組みとともに、民生委員児童委員や地区福祉委員会、コミュニティソーシャルワーカー(以下、「CSW」という。)等、身近なところで気軽に相談できる社会資源の情報提供や相談しやすい環境づくりが必要
- ひきこもり等にある方が心を開き、安心して悩みや将来のことなどについて相談できるよう、同じ立場で、同じように有する困難を語り合える仲間づくり、居場所づくりが効果的とのことから、ピアカウンセリングの考え方で支援を行う仕組みとその供給が必要
- 精神疾患や発達障がいがあるひきこもりの背景にあり、ひきこもりが長期化する場合があり、特に統合失調症など、早期治療の効果が高い疾患もあることから、それらを早期に発見し、支援につなげる介入が必要

#### (2) 関係機関、団体が連携した社会的な支援から

- 小学校や中学校のころから学校に通いにくくなったり、不登校からひきこもり等になったりするケースもあり、早期からの対策や学校、教育センターと相談機関との連携が必要
- 学校を卒業、就労へと進んだが、人間関係のトラブル等で比較的短期に退職し、ひきこもりに陥るケースもあり、生活困窮者自立支援窓口や就労準備支援窓口等との連携が必要
- ひきこもりは長期化すればするほど、社会から疎遠になり、介入が困難になることから、ひきこもり初期から社会との関係を維持できるようなサポート体制の整備が必要
- ひきこもり等の要因は、疾病やつまずき、社会への不適應などさまざまであり、また長期化することで、複数の要因が重なり合い、家族だけでは解決困難な事態に

おちい 陥ってしまうため、たしよくしゆ けーす にかか あ れんけい かいけつ して解決できる仕組みづくりが必要

### (3) 予防的な視点での取り組みや支援から

- 家庭や地域、学校等において、多様性を認め合い、それぞれを個性として受け入れる意識を高める取り組みの一層の推進が必要
- 学習などでのつまずきにより、不登校、ひきこもりが発生しないよう、児童生徒の確かな学力の向上や対人関係や困難な事象に対応する「生きる力の育成」などに引き続き取り組むことが必要
- 経済的困窮を理由に、学習の機会の喪失や社会との交流が途絶えることがないよう、子どもの貧困対策を推進することが必要
- 子ども、若者が将来に夢と希望を抱き、進みたい道を描けるよう、職業観やキャリア形成に努めるとともに、就労で失敗しても再チャレンジできる機会の充実などを地域資源、民間企業及び行政機関等と連携、協働して取り組んでいくことが必要

### (4) 着眼点を踏まえた施策の体系について

計画（第2期）の基本施策、施策の方向及び施策の内容を定めるにあたっては、これらの着眼点を意識のうえ、計画（第1期）の考え方を継承のもと施策の体系を構築し、「2 本市におけるひきこもり推計人数」で述べた、次の3点を重点施策とします。

- 相談支援体制の充実
- 地域における支援のためのネットワークの形成
- 自己形成への支援

#### 4 施策の体系

基本施策	施策の方向	施策の内容	
<p>1 困難を有する子ども、若者やその家族への支援</p>	<p>《重点施策》 〔1〕ひきこもり等の困難を有する子ども、若者や家族への相談支援体制の充実</p>	<p>①総合的な相談体制の充実 ②アウトリーチ（訪問支援）による相談支援体制の整備 ③多様な困難事例に対応できる相談員の資質向上</p>	
	<p>《重点施策》 〔2〕地域における支援のためのネットワークの形成</p>	<p>①地域における見守りと相談、支援へとつないでいくための仕組みづくり ②地域における身近な相談窓口や援助者等の普及、啓発</p>	
	<p>〔3〕子ども、若者の社会的な自立に向けた支援の充実</p>	<p>①就労支援 ②家族への効果的な支援の提供</p>	
	<p>〔4〕個別課題のある子ども、若者への支援</p>	<p>①いじめ等の未然防止、早期発見、早期解決の推進 ②不登校の子ども、若者への支援 ③障がいのある子ども、若者とその家族への支援 ④子どもの貧困問題への対応</p>	
	<p>2 子ども、若者の成長に応じた施策の推進と機関連携</p>	<p>《重点施策》 〔1〕自己形成への支援 〔2〕社会へ一歩踏み出すことを促す情報の提供</p>	<p>①豊かな心の育成 ②健やかな身体づくり ③未来を担い、未来を生き抜く力の育成 ①多様性への理解を深める、情報化、国際化社会への対応 ②キャリア教育、職業教育の充実</p>
		<p>〔3〕自立を育む多様な交流の促進</p>	<p>①社会参加、交流の推進 ②スポーツ、レクリエーション活動の機会の提供 ③ボランティア活動への参加促進</p>

キーワード	担当課
しゅうち きょうか 周知の強化	じんけん しみんそうだんか ふくしせいさくか 人権・市民相談課、福祉政策課、 せいしやうねんいくせい 青少年育成課
けいぞく 継続	ふくしせいさくか しょう ふくしか せいしやうねんいくせい 福祉政策課、障がい福祉課、青少年育成課
けいぞく 継続	じんけん しみんそうだんか ふくしせいさくか 人権・市民相談課、福祉政策課、 せいしやうねんいくせい 青少年育成課
わ ごと まる 我が事・丸ごとの仕組みづくりの すいしん きやうどう 推進・協同	ふくしせいさくか 福祉政策課
しゅうち きょうか 周知の強化	こ しえんか ふくしせいさくか せいかつふくしか 子ども支援課、福祉政策課、生活福祉課
けいぞく 継続	こそだ そうごうしえん せんたー 子育て総合支援センター ふくしせいさくか せいしやうねんいくせい 福祉政策課、青少年育成課
けいぞく 継続	せいしやうねんいくせい 青少年育成課
いしき じやうせい 意識の醸成	がっこうきやういくか きやういく せんたー 学校教育課、教育センター
けいぞく 継続	がっこうきやういくか きやういく せんたー 学校教育課、教育センター
けいぞく 継続	じどうはったつしえん せんたー 児童発達支援センター しょう ふくしか 障がい福祉課 がっこうきやういくか きやういく せんたー 学校教育課、教育センター
けいぞく 継続	こ しえんか ふくしせいさくか せいかつふくしか 子ども支援課、福祉政策課、生活福祉課、 がっこうきやういくか きやういく せんたー 学校教育課、教育センター
じゆぎやうじつせん じゆうじつ きやうか 授業実践の充実・強化	がっこうきやういくか しょうちゆうがっこう 学校教育課（小中学校） せいしやうねんいくせい 青少年育成課
じゆうじつ 充実	がっこうきやういくか 学校教育課 しょうがいがくしゆうすいしんか 生涯学習推進課
じゆうじつ 充実	ふくしせいさくか しょう ふくしか がっこうきやういくか 福祉政策課、障がい福祉課、学校教育課
けいぞく 継続	かんけいぜんか 関係全課
けいぞく 継続	かんけいぜんか 関係全課
けいぞく 継続	かんけいぜんか 関係全課



# 第3章 子ども・若者等支援施策の展開

## 1 困難を有する子ども、若者やその家族への支援

### 〔1〕ひきこもり等の困難を有する子ども、若者や家族への相談支援体制の充実

#### 【施策の内容】《重点施策》

##### ①総合的な相談体制の充実

ひきこもりに関する相談窓口を設け、心の問題に取り組む“心理専門職”を配置し、子ども、若者やその家族が、安心して気軽に相談できる体制づくりに努めます。

さらに、地域支援ネットワークや、地域生活困窮丸ごと支援会議（※1）を活用し、ひきこもりの状態からの脱出だけでなく、その先に望まれている就労による生活基盤の安定までを一体的に考えていく取組みを推進します。

（※1）：地域生活困窮丸ごと支援会議は、生活困窮および生活困窮になる恐れがある人について、必要な機関が随時集まり、専門的見地から意見を交換する組織（令和元年10月1日開始）。

### コラム

#### ひきこもり相談窓口

青少年育成課では、子ども・若者（おおむね39歳まで）のご本人・ご家族の方向けに、臨床心理士による無料のひきこもり相談窓口を開設しています。

相談日：毎週水曜日（変更あり）

相談予約：随時受け付け

※予約、お問い合わせは072-877-2121

田原地区からは0743-71-0330に電話してください。

## ②アウトリーチ（訪問支援）による相談支援体制の整備

### コラム

#### 生活困窮者自立相談支援事業

生活困窮者自立支援法の施行に伴い、平成27年4月から「なわて生活サポート相談窓口」を設置しています。（市役所東別館福祉政策課内）

仕事、お金、生活、その他（ひきこもり等）のことなどの不安や悩みの相談を受け、包括的な支援を行い、自立の促進を図ります。

相談者に対して、どのような支援が必要か相談員と一緒に考え、一人ひとりの状況に合わせた支援プランを作成のうえ、寄り添いながら、自立に向けて支援します。また、支援プランにおける各種支援が包括的に行われるよう、関係機関と連絡調整を実施し、協働での支援に取り組みます。

## コラム

### 障がい者相談支援センターの取組み

総合的な相談に応じる障がい者基幹相談支援センターと、身体、知的、精神それぞれの障がい者やその家族等の相談を行う3つの障がい者相談支援センターがあります。

「こんなとき、どうしたらいいのかな?」、「制度のことについて聞きたい」、「こんなことをしてみたい」など、どんなことでもご相談ください。来庁できない方には訪問をします。気軽にご相談ください。

- ① 障がい者基幹相談支援センターさつき 市役所障がい福祉課内  
・総合相談  
電話072-877-2121 (代表) FAX072-879-2596
- ② 障がい者相談支援センターフロンティア 米崎町7-30  
・主な相談対象者・・・身体障がい者  
電話072-886-5035 FAX072-876-9855
- ③ 障がい者相談支援センターしのぶが丘 岡山二丁目1-53  
・主な相談対象者・・・知的障がい者  
電話072-863-6933 FAX072-863-6933
- ④ 障がい者相談支援センター和幸 市役所障がい福祉課内  
・主な相談対象者・・・精神障がい者  
電話072-877-2121 (代表) FAX072-879-2596

#### ●福祉サービスの利用の援助など

ホームヘルプサービス、日中に通って過ごす場所などの情報提供、利用支援

#### ●外出の支援

ガイドヘルパー、福祉タクシー、移送サービスなどに関する情報提供、利用支援

#### ●専門機関の紹介など

相談内容に応じて、医療関係、行政機関、サービス提供事業所、その他の社会資源

#### との調整や紹介

#### ●生活情報の提供

障がいがある人が利用できる外出先の情報、日常生活に必要な行政サービスの

紹介、生活情報の提供

#### ●ピアカウンセリング

同じ立場の障がい者が自らの体験に基づいて、悩みを聞いたり、生活上の問題

解決の方法について話し合います

## コラム

心ココロにより人権じんけんなんでも相談そうだん（人権相談じんけんそうだん・進路選択支援しんろせんたくしえん相談そうだん）

四條畷市人権協会しじょうなわてしじんけんきょうかいでは、市の人権・市民相談課しじんけんしみんそうだんかから委託を受けて、人権相談、進路選択支援相談を業務として行っています。相談内容は、精神的につらい、しんどいなどの心の悩みや、離婚やDV問題、家族間やご近所トラブルなど多岐にわたり、複合的な相談も増えてきています。

ひきこもりなどの相談については、その状態にある本人だけでなく、家族から今後の生活が心配、就労情報がほしいなどという相談もあり、精神的サポートを行いながら、求人情報を提供するなど支援していきます。

四條畷市人権協会 中野本町1-1（市役所 人権・市民相談課内）  
直接電話・ファックス 072-803-7355  
相談日：月～金曜日 10時～16時  
夜間電話相談：毎週月曜日 17時～21時  
田原相談：毎月第1水曜日 10時～16時  
（祝日年末年始を除く）

### ③多様な困難事例に対応できる相談員の資質向上

大阪府で実施している「ひきこもりサポーター養成研修事業」を活用し、相談員の資質向上に取り組みます。

ひきこもり等青少年の支援を行う民間団体が持つノウハウを共有するため、支援にあたる市町村、民間支援機関の支援員、ボランティア等を対象とし、NPOとも協力しながら研修を実施していきます。

## 〔2〕地域における支援のためのネットワークの形成

### 【施策の内容】《重点施策》

#### ①地域における見守りと相談、支援へとつないでいくための仕組みづくり

ひきこもり等にある方やその家族が、早期段階での自発的な相談が多くないため、地域で活動する民生委員・児童委員、CSW等による声かけや見守り活動と連携し、支援が必要な子ども、若者を効果的、適切なサービスにつなげていくための取組みを推進します。

また、平成31年3月に策定された、地域共生社会の仕組みづくり～「我が事・丸ごと」の地域づくり～を基本目標と掲げる、なわてみんなの福祉プラン（第4期四條畷市地域福祉計画）に基づき、地域で気付き、相談し、助け合い、支え合う環境をつくり、他人ごとを「我が事」として捉える仕組みを推進します。

## コラム

### 地域に根付いたコミュニティソーシャルワーカー（CSW）の取組み

コミュニティソーシャルワーカー（CSW）は、ひきこもり等にある方やその家族、障がいのある人、子育ての相談、生活困窮等を問わず、地域で生活するなかで困っていることや不安に思っていることなどについての相談を受け、その内容を整理して問題解決まで支援を必要とする人と一緒に考えていきます。

福祉に関する相談を受けたり、各種サービスの利用申請などのおてつだいをすることにより、地域で困っている人が適切な支援につながるためのネットワークを構築していきます。

現在、3人のコミュニティソーシャルワーカー（CSW）を市内に配置しています。横断的な支援が必要な場合は、日頃より地域に密着した活動を行っている民生委員・児童委員や他の関係機関とも連携して支援を行っています。

#### 【コミュニティソーシャルワーカー（CSW）の配置場所】

##### 〇いきいきネット相談支援センター（中地区）

中野本町1-1（市役所福祉政策課内）

電話：072-877-2121（代表） ファックス：072-879-5955

##### 〇いきいきネット相談支援センター（東地区）

大字上田原1（グリーンホール田原内）

電話・ファックス：0743-71-1638

##### 〇いきいきネット相談支援センター（西地区）

北出町3-1（社会福祉協議会内）

電話：072-878-1210 ファックス：072-878-6888

## コラム

発見からつなぎへ

もっと知ってもらいたい人材や施設機能や情報提供の在り方を提案する  
身近な支援者としての民生委員・児童委員

民生委員・児童委員は住民から選ばれ、厚生労働大臣の委嘱を受けて、市民のもっとも身近なところで地域住民の立場に立って、見守り及び相談支援者として安全で安心して暮らしやすい地域社会をつくるために活動しています。

市内には各地区を担当する75人の民生委員・児童委員と児童福祉を専門とする7人の主任児童委員がいます。

今日、少子高齢化等の社会の急激な変化により多様な生活課題を抱え、支援を必要とする人が増加しています。児童虐待の防止や不登校・ひきこもり等にある子ども・若者を支援する機会が増えており、これらの家庭の状況を把握し、情報提供を行うとともに、必要に応じて関係機関との調整を行っています。

民生委員・児童委員は、地域住民の生活の問題に気づき、問題が深刻化する前に早期に対応し、必要に応じて市役所、社会福祉協議会、地域包括支援センター及びコミュニティソーシャルワーカー（CSW）等の関係機関に相談し、連携、協働して取り組むことが重要となっています。

## コラム

四條畷保健所のこころの健康相談

大阪府四條畷保健所では、ひきこもり等にある方の個別相談を随時行っています。本人からの相談だけではなく、家族や関係機関からの相談も行っています。相談の内容によっては精神科医への相談、ご自宅への訪問、家族交流会（令和2年度以降は未定）の案内等を行うこともあります。

ひきこもり等にある方の中には、精神疾患や発達障がいといった病気や障がいがある背景に隠れているケースもあり、それによってひきこもり等が長期化する場合があります。特に統合失調症等は早期に精神科治療を開始することで治療効果が期待できるケースもあり、早期に医療機関を受診できるように支援を行います。

ひきこもり等にある方の家族の中には、長年、家族だけでひきこもりの問題について対応し、誰にも相談ができず悩んでおられる方も少なくありません。家族自身が相談できる場につながることで、家族自身の気持ちを整理しながら、ひきこもり等に関する知識を得て、本人への関わり方が変化したり、その姿を感じた本人に好ましい影響を与えて、回復につながっていくこともあります。ともに考えながら、ゆっくり時間をかけて支援しています。

### 【3】子ども、若者の社会的な自立に向けた支援の充実

#### 【施策の内容】

##### ① 就労支援と就労準備支援

ひきこもり等の問題が長期化している場合、相談後すぐに問題が解決することは非常に難しい現状があります。

そのため、本市では、平成28年から健康福祉部が所管となり、「就労準備支援」制度を開始し、プログラムに沿って一般就労に向けた基礎能力を養いながら就労に向けた支援とともに、就労機会の提供を行っています。

しかし、就労しても希望に見合わない場合や就労が続かないケースが見られるので、就労を定着化させる取組みづくりに努めます。

#### コラム

##### 就労準備支援制度について

複合的な課題を抱え、直ちに就労が困難な人に対し、一般就労に従事する準備として基礎能力の形成を計画的かつ一貫して支援を行っています。一般就労のための基礎能力を養うことにより、安定的な就労につながる第一歩となることを趣旨としています。

##### 〈支援内容〉

日常生活自立支援：適切な生活習慣形成、食生活改善の促進など

社会生活自立支援：ボランティア活動参加、就労体験を通じた社会適応能力の向上など

就労自立支援：応募書類の作成指導、模擬面接の実施、ビジネスマナーの習得など

これらを組み合わせ、一人ひとりに合ったプログラムを作成、支援していきます。

##### ② 家族への効果的な支援の提供

ひきこもり等にある方自身が、相談に出向くことは難しい場合が多いため、家族が相談しやすい場づくりに努めます。

## コラム

### 子育て総合支援センターの事業

#### ●子育て相談

0歳から18歳未満の子どもに関する相談を行っています。

電話相談 子育て相談電話でお受けします。

面接相談 予約制です。相談室でお話をうかがいます。

(家庭訪問もできます。)

電話番号 072-877-1510

相談時間 月～金曜日(祝日、年末年始を除く)

午前8時45分～午後5時15分

#### ●児童虐待相談

0歳から18歳未満の子どもへの虐待に関する連絡、相談を受け付けています。

あなたのまわりに、汚れた服や季節に合わない服を着ている子ども、激しく怒鳴られたり叩かれているなど気になる子どもはいないでしょうか？

気になる親子を見かけたときは、すぐにお電話ください。

また、子育てや生活に疲れて、子どもがかわいいと思えない、つい子どもに当たってしまうという保護者からの相談も受け付けています。

相談専用ダイヤル

●子育て総合支援センター 電話072-877-1510

月曜日から金曜日 午前8時45分から午後5時15分まで(祝日、年末年始を除く)

面接相談 予約制です。相談室でお話をうかがいます。

(家庭訪問もできます。)

●大阪府中央子ども家庭センター 虐待通告専用電話 072-828-0190

月曜日から金曜日 午前9時から午後5時45分(祝日、年末年始を除く)

夜間、休日 電話 072-295-8737(午後5時45分から翌9時まで及び土曜日、日曜日、祝日、年末年始)

●児童相談所全国共通ダイヤル(お近くの児童相談所につながります) 電話 189

(いちはやく)(24時間)

情報提供者のプライバシーが漏れることはありません。

間違った情報でも罰せられることはありません。

### ③ 困難を有する子ども、若者の居場所づくり

## コラム

### カフェ・ピアポケット

Café peer pocket (カフェ・ピアポケット) は、一般社団法人 peer pocket と市が共催で行っており、市内にお住まいのひきこもり、不登校、ニートなどでお悩みの方及びその保護者を対象とし、セミナーやグループワークなどを通じて、みなさんと一緒に、これからできることを考えていく事業です。

主に四條畷市立公民館にて開催しています。

途中参加、途中退室も可能です。気軽にお越しください。詳しくは広報、ホームページ等をご覧ください。

### 【4】個別課題のある子ども、若者への支援

#### 【施策の内容】

#### ① いじめ等の未然防止、早期発見、早期解決の推進

平成30年8月に改定した「四條畷市いじめ防止基本方針」を踏まえ、未然防止、早期発見、早期解決に向けた取組みを推進します。

とりわけ、近年増加しているインターネットやSNSを用いたいじめについて、未然防止、早期発見、早期解決に向けた方策を講じます。

また、各小中学校でも、いじめ防止基本方針を策定し、いじめが発生した場合にどのように対応するかなどを細かく定め、対応することとしています。

また、いじめを起こさない集団づくりをめざし、「成長を促す指導」を行い、自尊心や自己有用感を育てる環境を築きます。

#### ② 不登校の子ども、若者への支援

欠席の多い児童生徒や不登校になった児童生徒の早期発見、早期対応に努め、子どもの実情に応じた支援を行います。

スクールカウンセラー（SC）やスクールソーシャルワーカー（SSW）などの専門家や適応指導教室の指導員との連携を深め、役割分担の明確とともに、教育センターの専門職による個に応じた対応や、子育て総合支援センターなど関係機関とも連携、協働し、多方面からの支援や働きかけを心掛けます。

#### ③ 障がいのある子ども、若者とその家族の支援

発達上の特性を起因とする二次障がいを予防するため、療育、教育、福祉、保健等の関係機関と連携を図り、幼児期から家庭、学校等での適切な対応や早期発見、自立



と社会参加に向けた相談支援体制の充実を図り、障がいに応じた適切な対応等により、子ども、若者とその家族を支援します。

## コラム

### 四條畷市教育センターの取組み

本市小中学校の教育課題の解決を図るとともに、生徒指導上の諸課題について、市内小中学校に在籍する児童生徒やその保護者、学校、地域の相談機関として、四條畷市教育センターがあります。

教育センターには、主に「適応指導教室（フリールームなわて）」と「教育相談室」があります。

「適応指導教室（フリールームなわて）」では、小集団での学習や活動を通して、社会性を身につけるとともに、自立を促し、学校生活への適応を図ります。

「教育相談室」では、子どもの教育についての悩みや問題の内容を詳しくお聞きして相談にあたります。

#### 【連絡先】

〒575-0054

四條畷市中野新町11番31号

TEL 072 (878) 7710

月～金曜日

9時30分～16時30分

#### 【場所】



#### ④ 子どもの貧困問題への対応

経済的な子どもの貧困は、保護者への支援と捉え、なわて生活サポート相談をはじめ、子ども部局や福祉部局等が連携を図り、利用できる制度を活用します。

教育センターでは、教育的観点から経済的貧困だけでなく、つながりの貧困という視点から捉え、対象となる児童生徒に対し、学生ボランティア等が、家庭内や地域で、さらには学校内で「つなぐ」取組みを実施するなど、子どもの貧困問題への対応に取り組みます。

## 2 子ども、若者の成長に応じた施策の推進と機関連携

### 〔1〕自己形成への支援

#### 【施策の内容】《重点施策》

##### ①豊かな心の育成

次代を担う子ども、若者が、それぞれの多様性を理解し、社会の一員として自立するうえで、他者への思いやりや敬う心を養うとともに、円滑な人間関係を築く能力を身につけ、さらに社会生活のルールをはじめ、一人ひとりの心を育てる場となるような学校づくりを推進します。

### コラム

#### 放課後の居場所づくり

なわてふれあい教室は、市内小学校で毎日実施しており、授業が終わった後の遊びや生活の場を提供し、指導員の活動支援のもと児童の健全育成を図る事業です。1年生から6年生の児童が在籍し、異学年との交流を行い、集団遊びを通して豊かな心を育んでいます。

放課後子ども教室は、全児童を対象に、放課後の時間に地域の方が講師となり、スポーツや文化活動、学習活動の取組みを推進しています。スポーツ活動では、ドッチビーや自由遊び、ポッチャ、卓球など、文化活動では、茶道や将棋、習字、伝承おもちゃづくり、おりがみなどを行っています。

地域の方との交流、他学年との交流を通して豊かな心を育みます。

##### ②健やかな身体づくり

児童生徒が望ましい生活習慣を確立するとともに、体力の向上を図り、自ら健康を保持増進していくための適切な実践力を身につけるよう、健康、体力づくりに努めます。

### ③未来を担い、未来を生き抜く力の育成

## コラム

学校・家庭・地域で育てよう！  
～「キャリアパスポート」の取り組み～

学習指導要領に示された「主体的に学習に取り組む態度」、「思考力・判断力・表現力」、「知識・理解」とは別に、四條畷市では、予測不可能な未来を担い、生き抜くために必要な資質、能力として4つの力を示しています。

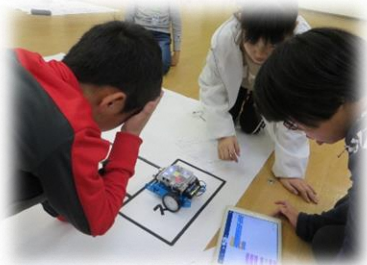
- ① つながり力・・・他者理解、協働、コミュニケーション、リーダーシップ など
- ② 挑戦力・・・自己肯定感、自尊、自律する力、あきらめない力 など
- ③ 探求力・・・情報選択、処理、追求、課題発見、実行力、評価する力 など
- ④ 夢力・・・学ぶこと、働くことの意義の理解、多様性の理解、行動選択 など

これらの力は、学校での学習はもとより、児童会並びに生徒会活動、部活動やボランティア活動、地域活動や家庭生活など、様々な場面で育成されるものです。

四條畷市では、小学1年生から中学3年生の9年間を通じて育成されるよう、学びの過程や自己の変容をまとめていく「キャリアパスポート（四條畷市）」の取り組みを進めています。

学校や家庭、地域の活動を通して身に付けたことや、自己の成長を「学びの軌跡」として「キャリアパスポート」に記録し、定期的に振り返らせることで、「4つの力」への意識を高め続けます。

学校、家庭、地域において、子どもたちの活動を温かく見守っていただくとともに、次につなげるよう「声」をかけていただき、成長や他者とのつながりを感じさせ続けることで、四條畷市のすべての子どもたちの「4つの力」を育てていきましょう。



## 〔2〕社会へ一歩踏み出すことを促す情報の提供

### 【施策の内容】

- ①多様性への理解を深める情報化、国際化社会への対応  
子ども、若者が情報化社会や国際化社会並びに多様性への理解を深めることを通じて、ひきこもり等への理解を含め、相互支援への意識醸成を図ります。

### コラム

#### 市内にある識字、日本語教室の支援

四條畷市教育委員会では、地域に住む外国人や非識字者を対象とした公営の「四條畷市にほんご教室」を開催しています。大人だけでなく、外国籍または外国にルーツを持つ幼児や小中学生を対象とした「キッズ教室」もあります。教室では、日常生活に必要な「よみ」、「かき」、「ことば」などの日本語の習得をはじめ、日本の文化や暮らし、学習者同士の情報交換、地域住民との交流を通じ、安心して日常生活を送れるよう学習者を支援しています。また、不登校やひきこもり等で読み書きが難しい方への支援も行っており、生活をするうえで学習者が必要とする支援をおこなっています。

このほか、市内には民営の「みんなきてや学級」があります。障がいのある人を対象に、奪われた社会的経験を積む活動や社会的経験を取り戻し、地域社会で胸を張って暮らしていくことを目標として活動しています。

#### ○四條畷市にほんご教室

毎週木曜日 午前10時30分～正午

毎週金曜日 午後6時30分～午後8時

場所：四條畷市立公民館3階視聴覚室

問い合わせ：四條畷市立公民館 072-879-3939

#### ○みんなきてや学級

毎週火曜日 午後6時～午後7時30分（不定休有）

場所：四條畷市立福祉コミュニティセンター

問い合わせ：開催時間中に直接お越しください。

### ②キャリア教育、職業教育の充実

若者に職業意識、職業観を醸成し、社会的、職業的自立をめざしていけるよう、学校教育におけるキャリア教育、職業教育の充実を教科と関連付けながら学習するなど、進路への関心、意欲を高める工夫や、学習意欲の向上に努めつつ、キャリア形成に必要な能力や態度の育成を身に付けるプログラムを推進します。

とくに、中学校においては、進学をめざすだけの進路指導でなく、それぞれの生き方にかかわる学習を深めます。

### 〔3〕自立を育む多様な交流の促進

#### 【施策の内容】

#### ①社会参加、交流の推進

子ども、若者が能力を発揮しながら、自らの可能性に気づき、夢に向かって積極的にチャレンジできるよう、心ふるわせる体験への参加機会のほか、育児体験や就労体験など、多世代、異年齢の交流の機会の提供を充実します。

#### ②スポーツ・レクリエーション活動の機会の提供

団体活動等を通じて、さまざまなスポーツ活動や体験活動などを推進し、子ども、若者に生きる力を培い、感性豊かな人間性やたくましさを備えるに向けた健康、体力の向上を図ります。

#### ③ボランティア活動への参加促進

ボランティア活動登録制度を促進するとともに、青少年指導員やPTA協議会が取り組む、青少年の健全育成活動を支援します。

公民館や市民活動センターなどの文化施設や市民総合体育館などの体育施設においても地域住民活動や子ども、若者のさまざまな活動を支援していくボランティア活動への参加を促進します。

# 第4章 計画の推進体制と進行管理

## 1 推進体制

### 〔1〕計画の推進主体

本計画（第2期）は、現状を背景に関連各課の取組み成果と残された課題を確認し、庁内関係各課で構成する「四條畷市ひきこもり等検討委員会」を経て策定しました。計画の推進にあたり、ひきこもり等にある子ども、若者を含め自尊心や自己肯定感を育て、本計画の基本理念である「子ども、若者が支え合いのなかで、夢や希望を抱き、自分らしさを発揮できるまち、四條畷」をめざした取組みを進めていきます。

### 〔2〕関係団体等との連携

子ども、若者の育成支援に関する課題に適切に対応していくためには、青少年健全育成や子育て支援などにかかわる各種団体、NPO、事業所など、さまざまな主体と行政が方針、方向性を共有し、具体的な到達点に向かって、ともに力を合わせて取り組むことが重要であり、これらの関係団体等との連携、協働を進め、本計画の推進を図ります。

### 〔3〕国、大阪府等への働きかけ

国や大阪府には本市が子ども、若者を長期的な展望をもって支援していくための制度の確立や財源について確保することを要望していくほか、経済団体等各種団体には、包括連携協定の締結等を通じて、就労体験や中間的就労をはじめ、再チャレンジできる機会の提供など、安定的な雇用促進への理解と協力を働きかけています。特に、大阪府には、府内市町村の支援状況の収集、情報発信のほか、NPO等の育成やより専門性の高い事例に対応できるよう、ひきこもり等所管職員の高質向上等の支援を求めています。

## 2 計画の進行管理

### ① 進行管理と評価方法

本計画の推進にあたっては、庁内一体的な推進体制の構築を前提に、本計画に関する課相互の連携を強化し、総合的な施策の展開を図ります。

また、施策の進捗状況について、庁内のひきこもり等検討委員会において、重点施策のうち相談体制の充実の指標となるひきこもり相談実績を分析し、地域支援ネットワーク会議において評価を行います。また、ひきこもり等にある方やその家族が相談しやすい体制づくりや、ひきこもり問題の長期化予防を踏まえ、新規相談の充実を指標とします。

② <sup>ちくひょうち</sup>目標値

<sup>こうぎ</sup>広義ひきこもり <sup>すいてい</sup>推定 <sup>にん</sup>225人の <sup>いじょう</sup>5%以上、 <sup>ねんかん</sup>年間 <sup>にん</sup>3人、 <sup>ねん</sup>5年 <sup>にん</sup>15人の <sup>しんきしえんかいし</sup>新規支援開始

## 1 ひきこもり等検討に関する会議

### 〔1〕四條畷市ひきこもり等検討委員会

#### 四條畷市ひきこもり等検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 就学及び就業のいずれもしていない子ども・若者その他の社会生活を円滑に営む上で困難を有する子ども・若者（以下「ひきこもり等の子ども・若者」という。）を支援するためのネットワーク整備を目的として、庁内において四條畷市ひきこもり等検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は次に掲げる事項について検討を行い、その結果を市長及び教育長に報告する。

- (1) ひきこもり等の子ども・若者の支援に関すること
- (2) ひきこもり等の子ども・若者の情報共有及び関係者の連携に関すること
- (3) ひきこもり等の子ども・若者の支援のための地域支援ネットワークの構築に関すること

(組織)

第3条 検討委員会は、次に掲げる者を委員として組織する。

- (1) 教育部長
- (2) 子ども未来部長
- (3) 健康福祉部長
- (4) 秘書政策課長
- (5) 人権・市民相談課長
- (6) 子ども支援課長
- (7) 子育て総合支援センター施設長
- (8) 福祉政策課長
- (9) 生活福祉課長
- (10) 障がい福祉課長
- (11) 教育センター長
- (12) 青少年育成課長

(委員長等)

第4条 委員会に委員長を置く。

- 2 委員長は、教育部長をもって充てる。
- 3 委員長に事故あるとき、または委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会は、委員長が招集し、これを主宰する。

- 2 委員長は、必要に応じて委員以外の者に対し、委員会への出席を求めることができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、青少年育成課において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は、委員長が定める。

附則

この要綱は、平成25年10月18日から施行する。

この要綱は、平成26年 4月 1日から施行する。

この要綱は、平成26年10月23日から施行する。

この要綱は、平成30年 4月 1日から施行する。

この要綱は、令和 元年 6月 1日から施行する。

この要綱は、令和 元年 7月 1日から施行する。



令和元年度四條畷市ひきこもり等検討委員会委員名簿

所 属	名 前
○教育部長	開 康成
子ども未来部長	森田 一
健康福祉部長	松川 順生
秘書政策課長	喜多 計成
人権・市民相談課長	上村 康弘
子ども支援課長	平松 康希
子育て総合支援センター施設長	辰巳 佳世
福祉政策課長	岸本 宏
生活福祉課長	今井 克己
障がい福祉課長	西岡 充
教育センター長	木村 実
青少年育成課長	阪本 武郎
委員長 ○	事務局 青少年育成課

## 〔2〕 四條畷市ひきこもり等地域支援ネットワーク会議

### 四條畷市ひきこもり等地域支援ネットワーク会議設置要綱

(設置)

第1条 修学及び就業のいずれもしていない子ども・若者その他の子ども若者であって、社会生活を円滑に営む上での困難を有するもの(以下「ひきこもり等の子ども・若者」という。)が社会生活を円滑に営むことができるようにするための取組を推進することを目的に、関係機関等とのネットワークを整備するとともに、ひきこもり等の子ども・若者の支援策について検討するため、四條畷市ひきこもり等地域支援ネットワーク会議(以下「会議」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 会議は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 四條畷市子ども・若者育成支援行動計画の取組に関する事。
- (2) ひきこもり等の長期化の予防、社会的自立に向けた支援の在り方その他のひきこもり等の子ども・若者の支援策に関し検討を行い、その結果を教育長及び別に定めるところにより設置する庁内検討委員会に報告すること。
- (3) ひきこもり等の子ども・若者への継続的な支援、その他包括的で効果的な支援を提供するための体制づくりに関すること。
- (4) ひきこもり等の子ども・若者の支援に必要な情報の共有及び関係者との連携に関する事。
- (5) ひきこもり等の子ども・若者の支援のための地域支援ネットワークの構築に関する事。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、前条の目的を達成するために必要な事項

(組織)

第3条 会議は、次に掲げる者を委員として組織する。

- (1) 別表第1号に掲げる課から選出された者
- (2) 別表第2号に掲げる機関等から選出された者

(議長等)

第4条 会議に議長を置く。

- 2 議長は、青少年育成課長をもって充てる。
- 3 議長に事故あるとき、又は議長が欠けたときは、あらかじめ議長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 会議は、議長が招集し、これを主宰する。

- 2 議長は、必要に応じて委員以外の者に対し、会議への出席を求めることができる。

(庶務)

第6条 会議の庶務は、青少年育成課において処理する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、議長が定める。

附 則

この要綱は、平成27年 1月16日から施行する。

この要綱は、平成27年 8月25日から施行する。

この要綱は、平成30年 4月1日から施行する。

別表(第3条関係)

(1)	人権・市民相談課 子育て総合支援センター 福祉政策課 生活福祉課 障がい福祉課 学校教育課 青少年育成課
(2)	大阪府政策企画部青少年・地域安全室青少年課 四條畷保健所 四條畷市民生委員児童委員協議会 四條畷市社会福祉協議会(CSW) 四條畷市社会福祉協議会(生活困窮者自立支援相談員) 四條畷市人権協会 その他、ひきこもり等支援に携わる関係機関

## 2 各種相談事業一覧

### 〔1〕市内の相談機関

四條畷市役所の住所：〒575-8501 四條畷市中野本町1-1  
 市役所内の相談電話番号：072-8777-2121（代表）  
 ※田原地区からは0743-71-0330（代表）

\*各相談直通電話や市役所以外での受付は、住所及び電話番号等を別途記載しています。

相談名	相談事業内容	相談日・時間・電話・相談場所等 (祝日・年末・年始はお休みです)	担当課名
ひきこもり相談	ひきこもり等にあるご本人や家族・保護者からの相談を受け、必要な専門相談へとつなぎます。	相談日：毎週水曜日 時間：午前8時45分～午後5時15分 場所：市役所東別館2階青少年育成課 FAX：072-877-8300 ※要電話予約	青少年育成課 または 福祉政策課
教育相談	教育センターに、教育相談室を設け、児童生徒や保護者及び教職員が、いじめ・不登校問題や教育全般に関する悩みを気軽に相談できるよう、来室相談や電話相談等の教育相談体制を構築しています。 なお、学校教育課でも随時教育相談に応じています。	①教育センター（福祉コミュニティセンター内） 中野新町11-31 072-878-7710 相談日：毎週月曜日から金曜日 時間：午前9時30分～午後4時30分 ②学校教育課 場所：市役所東別館2階	教育センター 学校教育課

相談名	相談事業内容	相談日・時間・電話・相談場所等 (祝日・年末・年始はお休みです)	担当課名
福祉の総合相談 生活困窮者自立 相談支援事業 (なわて生活 サポート相談)	仕事やお金、生活、その他 の不安や悩みの相談を受 け、包括的な支援を行い、 自立の促進を図ります。お 電話での相談やご自宅に 相談員が伺うことも可能 です。ご家族の方からの 相談も受けています。	相談日：月曜日～金曜日 時間：午前9時30分～午後4時30分 場所：市役所東別館1階福祉政策課 F A X：072-877-8183 ※自立相談支援機関については、 社会福祉協議会に委託 (田原支所) 相談日：毎月第3月曜日 時間：午前9時30分～午後4時30分	福祉政策課
就業準備支援 事業	複合的な課題を抱え、ただ ちに就労が困難な方に対し、 一般就労に従事する 準備として基礎能力の 形成を計画的かつ一貫し て支援する事業です。一般 就労のための基礎能力を 養うことで、安定的な 就労につながる第一歩と なることを目的としています。	相談日：月曜日～金曜日 時間：午前9時30分～午後4時30分 場所：市役所東別館1階福祉政策課 F A X：072-877-8183 ※就業準備支援事業については、 社会福祉協議会に委託	福祉政策課
生活保護	生活保護に関する相談、 申請等の業務を行っています。	相談日：月曜日～金曜日 時間：午前8時45分～午後5時15分	生活福祉課
いきいきネット相談 支援センター コミュニティソーシャ ルワーカー(CSW)	身近な地域において 要援護者に対する「見守 り、発見、相談、サービ スへのつなぎ」機能を強化す るため、CSWを配置し、 地域における健康福祉 セイフティーネット(いき いきネット)の構築を図り ます。  CSWの主な業務 ・地域において支援を必要 とする人を発見・把握し、 相談に応じます。 ・それらの人を適切な サービス(フォーマルサ ービス・インフォーマル サービス)につなぎます。 ・地域の専門機関や活動 団体等と実効性のある ネットワークを構築しま す。	相談日：月曜日～金曜日 場所・時間・電話： ①いきいきネット相談支援センター (中地区) 中野本町1-1 市役所 福祉政策課内 電話：072-877-2121 F A X：072-879-5955 午前9時30分～午後4時30分 ②いきいきネット相談支援センター (東地区) おおざかみたら 大字上田原1 グリーンホール田原内 電話・F A X：0743-71-1638 午前9時30分～午後4時30分 ③いきいきネット相談支援センター (西地区) きたでちよう 北出町3-1 しゃいふくしきようぎかい 社会福祉協議会内 電話：072-878-1210 F A X：072-878-6888 午前9時30分～午後4時30分	福祉政策課

相談名	相談事業内容	相談日・時間・電話・相談場所等 (祝日・年末・年始はお休みです)	担当課名
障がい者相談 (障がい福祉課職員)	必要な情報の提供、助言及び障がい福祉サービスの利用支援等を目的に、障がいのある方、家族、関係機関などを対象として相談を実施しています。	相談日：月曜日～金曜日 時間：午前8時45分～午後5時15分	障がい福祉課
障がい者相談 (障がい者相談員)	障がい者や障がい者の家族で経験豊かな障がい者相談員が相談を実施しています。	相談日：毎月第4金曜日 時間：午前10時～正午 (精神障がい者の相談は第4木曜日午後2時～4時)	障がい福祉課
障がい者基幹相談支援センター「さつき」	さまざまな障がいの種別や各種のニーズに対応できる総合的で専門的な相談支援を実施しています。	相談日：月曜日から金曜日 時間：午前8時45分～午後5時15分 場所：①市役所障がい福祉課内 ②さつき園内 中野一丁目1-20 電話：072-877-2121(代表) FAX：072-879-2596	障がい福祉課
障がい者相談支援センター 「フロンティア」	主な対象者として身体障がい者やその家族に対し、必要な情報の提供、助言及び障がい福祉サービスの利用支援等必要な支援を行います。	相談日：月曜日～金曜日 時間：午前8時45分～午後5時15分 場所：フロンティア 米崎町7-30 電話：072-886-5035 FAX：072-876-9855	障がい福祉課
障がい者相談支援センター「しのぶが丘」	主な対象者として知的障がい者やその家族に対し、必要な情報の提供、助言及び障がい福祉サービスの利用支援等必要な支援を行います。	相談日：月曜日～金曜日 第1・第3土曜日 時間：午前8時45分～午後5時15分 ※第1・第3土曜日は午前10時～午後2時 ※夜間・時間外は転送電話になり、なわて更生園につながります 場所：岡山二丁目1-53 電話：072-863-6933 FAX：072-863-6939	障がい福祉課
障がい者相談支援センター「和幸」	主な対象者として精神障がい者やその家族に対し、必要な情報の提供、助言及び障がい福祉サービスの利用支援等必要な支援を行います。	相談日：月曜日～金曜日 時間：午前8時45分～午後5時15分 電話：072-877-2121(代表) FAX：072-879-2596 ※土日、祝日・時間外は阪奈サナトリウムに連絡してください 阪奈サナトリウム 電話：0743-78-1188 FAX：0743-79-2527	障がい福祉課

相談名	相談事業内容	相談日・時間・電話・相談場所等 (祝日・年末・年始はお休みです)	担当課名
<p>人権なんでも相談 (人権相談・進路選択 支援相談)</p>	<p>「ひきこもりの子どもが いる」、「職場の人間関係 に悩んでいる」、「暴力を 受けている。これって DV?」など、人権に関わ るさまざまな問題につい ての相談を行います。ま た、子どもたちが、様々 な理由で勉学をあきらめ ることなく、進路選択を 支援するため、奨学金制 度の活用方法の紹介や個 々のニーズに合わせた子 どもたちへの進路情報等 の提供を行います。</p>	<p>相談日(いずれも予約不要) ①常設相談 月曜日～金曜日 午前10時～午後4時 ②田原相談 毎月第1水曜日 午前10時～午後4時 ③電話相談 毎週月曜日 午後5時～9時 電話：072-803-7355</p>	<p>人権・市民 相談課内 四條 巖市 人権協会</p>
<p>女性相談</p>	<p>女性が持つさまざまな 問題や悩みについて専門 のカウンセラーが相談を 行います。</p>	<p>相談日：毎月第2・4木曜日 時間：午後2時～4時20分 ※要予約 (1人40分以内、1日3人)</p>	<p>人権・市民 相談課</p>
<p>人権擁護委員による 人権相談</p>	<p>差別やいじめなど、人権に 関わるさまざまな問題に ついて、人権擁護委員が 相談を行います。</p>	<p>相談日：毎月第1・第3木曜日 時間：午後1時～3時 ※予約不要</p>	<p>人権・市民 相談課</p>
<p>ひとり親家庭自立支援 相談</p>	<p>ひとり親家庭のみなさん の就労相談、資格取得の ための支援制度の紹介、 子育て(離婚前の相談も受 け付けています)などの 生活全般の相談を行いま す。</p>	<p>相談日：月・火・木・金 時間：午前9時～午前11時30分 午後1時～午後4時30分 (1人30分程度、予約優先)</p>	<p>子ども支援課</p>
<p>子育て相談 児童虐待相談</p>	<p>0歳から18歳未満の子 どもに関わる相談を電話 や面接で行います。市民 や関係機関からの児童 虐待にかかると通告の 受付、対応を行います。</p>	<p>相談日：月曜日から金曜日 時間：午前8時45分～午後5時15分 場所：子育て総合支援センター 雁屋北町6-21 電話：072-877-1510</p>	<p>子育て総合 支援センター</p>

〔2〕大阪府、その他の広域支援機関

相談機関	事業内容等	相談日・時間・電話・相談場所等 (祝日・年末年始はお休みです)
<p>大阪府こころの健康総合センター</p>	<p>◆精神保健福祉相談（予約制） 病気の治療や療養生活、病気からの回復や社会復帰の問題、ひきこもり、家族の問題など。</p> <p>◆こころの電話相談</p>	<p>相談日：月曜日から金曜日 時間：午前9時から午後5時45分 (祝日、年末年始を除く)</p> <p>電話：06-6691-2811</p> <p>相談日：月曜日から金曜日 時間：午前9時30分から午後5時 (年末年始、祝日を除く)</p> <p>電話： こころの電話相談専用ダイヤル 06-6607-8814（直通）</p>
<p>大阪府四條畷保健所</p>	<p>◆精神保健福祉相談（電話予約） 随時 こころの病（精神疾患、アルコール依存症、認知症、ひきこもりなど）について</p>	<p>相談日：月曜日から金曜日 (年末年始、祝日を除く)</p> <p>時間：午前9時から午後5時45分</p> <p>電話：072-878-1021</p>
<p>大阪府中央こども家庭センター (児童相談所)</p>	<p>子どもや家庭についての相談、おおむね25歳までの青少年についての相談を行います。また、配偶者暴力相談支援センターを設置しています。</p>	<p>相談日：月曜日から金曜日 (年末年始、祝日を除く)</p> <p>時間：午前9時から午後5時45分</p> <p>場所：寝屋川市八坂町28-5</p> <p>電話：072-828-0161 189（全国共通ダイヤル）</p> <p>FAX：072-828-5319</p>
<p>大阪府立子どもライフサポートセンター</p>	<p>中学校卒業から18歳までの社会的養護（不登校・ひきこもり等様々なニーズに対する支援が必要な児童に、進学や就職など社会的な自立に向けて必要な支援を行います。 利用については、大阪府中央こども家庭センターへご相談ください。</p>	<p>場所：堺市南区城山台5-1-5</p> <p>電話：072-295-8101</p> <p>FAX：072-295-8206</p>
<p>ハローワーク門真</p>	<p>民間の職業紹介事業等では就職へ結びつけることが難しい就職困難者を中心に支援する最後のセーフティネットとしての役割を担っています。また、地域の総合的雇用サービス機関として、職業紹介、雇用保険、雇用対策などの業務を一体的に実施しています。 平成26年度末現在、全国に544所あります。</p>	<p>時間：午前8時30分～午後5時15分 ※土日祝、年末年始は休み</p> <p>場所：門真市殿島町6-4 守口門真商工会館2F</p> <p>電話：06-6906-6831</p>

相談機関	事業内容等	相談日・時間・電話・相談場所等 (祝日・年末・年始はお休みです)
ワークサポート 大東 (大東市 地域 職業 相談室)	ハローワークと同じ求人情報の提供 や、仕事探しの相談などを行っていま す。	時 間：午前10時～午後6時 ※土日祝、年末年始は休み 場 所：大東市住道2-2 大東サンメイツ2番館4階 電 話：072-874-8733
特定 非営利 活動 法人 青少年 自立 支援 施設 あわじぶらっつ 淡路プラッツ	対象者：14歳から 35歳までの不登校や ひきこもりの若者	開所時間： 午前10時～午後6時 (日曜日、月曜日、祝日除く) ※金曜日は午後1時～午後8時 電 話：06-6324-7633 F A X：06-6324-7633 ホームページ： <a href="http://www.awajiplatz.com/">http://www.awajiplatz.com/</a>
地域若者サポートステ ーション	働くことに悩みを抱えている 15歳から 39歳までの若者に対し、キャリア・コン サルタントなどによる専門的な相談、コ ミュニケーション訓練などによるステ ップアップ、協力企業への職場体験な どにより、就労に向けた支援を行って います。全国160か所に設置されていま す。	ホームページ： <a href="http://www.mhlw.go.jp/bunya/nouryoku/ys-station/">http://www.mhlw.go.jp/bunya/ nouryoku/ys-station/</a>
JOBカフェ (JOBカフェコーナ ー〈OSAKAしごと フィールド〉)	ジョブカフェは通称で、本当の名前は 「若年者のためのワンストップサービ スセンター」といいます。その名のお り、若者が自分に合った仕事を見つける ためのいろいろなサービスを1か所で、 無料で受けられる場所です。現在、46 の都道府県が設置しています。	時 間：月～金曜日午前9時～午後8時 ※受付は午後7時終了 土曜日 午前9時～午後4時 ※受付は午後3時終了 ※日祝、年末年始は休み ハローワークコーナー 月～金曜日 午前10時～午後6時30分 ※土日祝、年末年始は休み 場 所：大阪市中央区北浜東 3-14 エル・おおさか 本館2・3階 電 話：06-4794-9198



～ 自分らしさを発揮するために ～

四條畷市子ども・若者育成支援行動計画  
(ひきこもり等にある方たちへの支援)

令和2年3月

発行

四條畷市教育委員会 教育部 青少年育成課

〒575-8501 大阪府四條畷市中野本町1-1

電話 072-877-2121(代表)・0743-71-0330(代表)

FAX 072-877-8300